

参議院憲法調査会公聴会

日本国憲法に「国家緊急権」と「人間の安全保障」の明記を!

公述人 開倫塾 塾長 林 明夫
開倫塾 塾長 林 明夫

日本国憲法に限らずあらゆる国の基本法である憲法は、憲法制定権者の時代認識を強烈に反映したものであると考える。

日本国は、憲法制定時に、恒久の平和を念願したが故に、軍隊も持たず国の交戦権も否定した形で徹底した平和主義を憲法の前文と第9条に明記した。敗戦直後の憲法制定権者の時代認識の表れで、日本国民からも世界の有識者からも高い評価を得た。

しかし、憲法制定後半世紀が経過した今日、前文と第9条の内容で、これからの半世紀の日本の安全保障を担保できるか、日本国民の生命、財産、生活を守り切れるものかと問われれば、大半の国民が不安に陥っているのが現状である。

国会では、有事に関する立法が検討されているが、私は、国の安全保障については、国の在り方も含めてまずは日本国憲法の中でどのように考えるべきかをまずは議論を深めることが先決であると考え。しかる後に、憲法の中に明記すべきものは明記し、法令に委ねるべきものは委ねることが適切な手順であると考え。

私は、日本国憲法に「国家緊急権」の規定を明確に置き、憲法の規定のもとに有事に関する立法をなすべきものと考え。国民の基本的な人権をたとえ一時期にせよ制約せざるを得ない国家の緊急時についての立法を、たとえ国会であろうと憲法の規定なしに行うことは不適であるからである。

さらに、もし、これからの平和や安全保障を本質のところでは「国家の安全保障」を補うものとして、日本国憲法の前文に、「人間の安全保障」(ヒューマン・セキュリティ)の促進を明記すべきであると考え。これからの日本が国際社会になすべき貢献は、一人一人が、どのような状況の下でも人間として生き抜く力をつけること(エンパワーメント)を「人間の安全保障」という観点から支援することと考えるからである。

私は、過去半世紀、日本国憲法が日本の平和と安全に果たした役割を高く評価するものであるが、近隣諸国の軍備拡張という現実や、日本国に宣戦布告に近い主権侵害行為を継続する国家の存在を目の当たりにすると、これからの半世紀、現在の日本国憲法で日本国の平和と安全が保障できるか極めて疑問に感ずる今日この頃である。そこで、これからの半世紀の使用に耐えられるだけの国の基本法を目指し、日本国憲法の全面的改正を提言したい。

但し、憲法改正は「憲法改正のための国民投票法等手続き法」が不備なため実際には憲法改正は不可能となっている。たとえ、どのような理由があろうと憲法に改正条項が存在するのに改正のための手続き法の整備を怠ることは憲法遵守義務に反し、憲法秩序に反すると考える。国会においては憲法改正手続法制を早急に整備し、憲法秩序を整合性あるものにしていただきたい。

憲法の担い手は、選挙で選ばれた議員の皆様だけでなく、日本国の国民一人一人である。これからの半世紀の日本のあるべきすがた、国民の生命、財産、生活を守るための平和と安全保障のあるべきすがたを、国際社会の現状を直視しながら本音で議論し、国の基本法である憲法秩序を考え、改めるべき点は、憲法においてこそ国家戦略的思考を以て改めることが重要と考える。

インターネットのホームページを活用し、国や地方の議会や行政での意思決定過程の情報を開示し、国民からの意見を聞く仕組みを作り上げ、民主政治を促進することを私は「e-デモクラシー」(e-democracy)と呼びたい。この参議院の憲法調査会や衆議院での憲法調査会での議事録や提出資料がインターネットのホームページで次々に公開されることも国の基本法である日本国憲法の再検討過程(プロセス)の透明性(トランスパレンシー)を増し、国民への説明責任(アカウントビリティ)を果す上で、意義深く、e-デモクラシーの推進に役立っている。憲法調査会会長、委員の皆様はじめ事務局の皆様への御努力に対し、国民の一人として心から感謝したい。

以上

2003年6月4日記